

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

平成17年の夕張ショックに起因し、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図る必要から地方公共団体財政健全化法が施行され、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として下記4指標の公表が求められることとなりました。

本町においては、いずれも国が示す早期健全化基準を下回っております。

健全化判断比率及び資金不足比率

(単位：%)

判断指標	令和5年度比率	早期健全化基準 (経営健全化基準)	財政再生基準	【参考】 令和4年度比率
実質赤字比率	—	13.78	20.00	—
連結実質赤字比率	—	18.78	30.00	—
実質公債費比率	5.0	25.0	35.0	5.4
将来負担比率	—	350.0		—
公営企業の資金不足比率	観光事業（わたり温泉鳥の海） — 工業用地等造成事業 —	(20.0)		観光事業（わたり温泉鳥の海） — 工業用地等造成事業 —

※ —については、赤字や資金不足がないことを表します。

健全化判断比率

○ 実質赤字比率

実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等の実質収支（歳入総額－歳出総額－翌年度に繰り越すべき財源）の割合のこと、黒字か赤字を判断する指標です。国が示す早期健全化基準は、本町の財政規模においては13.78%、財政再生基準は20.00%ですが、令和5年度決算の数値は黒字であるため0%です。

○ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計、公営事業会計、公営企業会計、の赤字額から黒字額を引いた額（連結実質赤字額）を標準財政規模で割った指標です。国が示す早期健全化基準は、本町の財政規模においては18.78%、財政再生基準は30.00%ですが、令和5年度決算の数値は全会計とも黒字であるため0%です。

○ 実質公債費比率

実質公債費比率は、標準財政規模に対する公債費（企業債等含む）の割合で、地方債許可制度の協議制度移行に伴い平成17年度から設けられた財政指標です。今までの起債制限比率では算入されなかった公営企業への公債費充当繰出金や、一部事務組合等の公債費類似経費を算入することで、連結決算の考え方を導入している指標です。国が示す早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%ですが、本町の令和5年度決算の数値は、令和4年度対比0.4ポイント減の5.0%です。

○ 将来負担比率

将来負担比率は、標準財政規模に対する地方債残高（企業債含む）、一部事務組合の地方債現在高、第3セクターの損失補償負担見込額等の合計の割合（地方交付税に算入されている元利償還金に係る基準財政需要額や公債費に充当される特定財源を除く）です。国が示す早期健全化基準は350%で、本町の令和5年度決算の数値は0%であるため一表示となります（令和4年度対比増減なし）。

資金不足比率

公営企業の資金不足の事業規模（料金収入）に対する割合で、経営状態の悪化の度合いを示すものです。本町においては、観光事業（わたり温泉鳥の海）、工業用地等造成事業が該当しますが、令和5年度決算においてはどの事業も資金不足がありませんでした。